
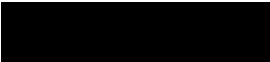


【紹介議員追加】 請願文書表変更

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第42号
件 名	小日向台町小学校改築において、学校環境衛生基準に基づき工事の実施をすること、工事のどの段階においても、震災時子どもたちの安全を確保できる必要な空きスペースを設けることを求める請願
請 願 者	 
紹介議員	依田 翼 海津 敦子 小林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

これから改築が予定されている小日向台町小学校は、自校方式での工事が予定されています。現在8年と示されているこの工期中、校庭も満足に使用せず、騒音や振動の影響が懸念される環境下での学びを子どもたちに強いることとなります。

昨年施行されたこども基本法では、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」が大切な基本理念のひとつとして掲げられています。福祉に係る権利は、等しく保障されるとしています。

仮校舎用の代替地を見つけられず、やむなく自校方式のまま進む場合であっても、また代替地が見つかった場合においても、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」の通り、工事中教室内の等価騒音レベルを、望ましいとされる LAeq50dB 以下（窓を閉めているとき）、LAeq55dB 以下（窓を開けているとき）を遵守し、長期間の不便を強いている子どもたちに、せめて平穏に学ぶことができる環境を担保する必要があると考えます。小日向台町小学校には、音などに敏感な情緒学級の子どもたちも通っております。

また、東京直下地震への備えも必須とされるなか、学校は子どもたちや地域住民を守るための大切な場所です。東日本大震災時、たとえば柳町小学校では、ガラス飛散の危険性を考慮して校舎から離れるよう子どもたちに呼びかけたとされます。約5m以内はガラスが飛散する可能性があるとして当時文京区が示した通り、子どもたちが緊急時、安全に避難する場合には相応のスペースが必要と考えられます。自校方式で工事を行う場合、解体・建設中の建物や工事車両、資材の脇で子どもたちは過ごすこととなります。その環境下でも、地震、また火事による延焼が広がった場合も、命が脅かされることなく、安全に退避できるスペースがどれくらいであるか区の責任において算出し、それをきちんと明示・確保していただく必要があると考えます。

## 請願事項

- 1 小日向台町小学校の仮校舎をどの場所に設置した場合においても、子どもたちが平穏に学ぶ環境を確保するため、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」の通り、工事中教室内の等価騒音レベルを、望ましいとされる LAeq50dB 以下（窓を閉めているとき）、LAeq55dB 以下（窓を開けているとき）を守るよう、区に求めてください。
- 2 震災時の地震や火災などから、小日向台町小学校と幼稚園の子どもたちが、全工事期間中において、安全に退避できるスペースを確保するよう、区に求めてください。